様式第７号

第　　　号

　　年　　月　　日

　様

八王子市長　　　氏　　　　　　　　　　　　名

風致地区内行為不許可通知書

　　　　　　年　　　月　　　日付で申請のあった八王子市都市計画多摩陵風致地区内の八王子市

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　における行為については、次の理由により許可しないこととしましたので、八王子市風致地区条例事務処理要領第３条の規定により通知します。

　【理　由】

１　　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、八王子市長に対して審査請求をすることができます。

２　　この決定については、この決定（１の審査請求をした場合は、裁決）があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、八王子市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　　１の場合において、決定の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることはできません。

４　　２の場合において、決定（１の審査請求をした場合は、裁決）の日の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。